

## 便益施設の整備

### 1 史跡広島城跡のトイレの現状及び前提

- (1) 検討に当たっては、史跡のうち、内堀に囲まれた島状エリア（本丸上段・下段）内のトイレにおいて、当該エリアに必要な便器数を確保することを基本とする。

なお、二の丸エリアについては、現在トイレが設置されていないが、面積が狭く、三の丸に整備されているトイレに近く利便性が高いため、検討対象から除く。

- (2) 現在、史跡内のトイレは、本丸上段及び本丸下段の2箇所に設置されている。

本丸上段（天守台南側）：男洋1・男小4・女洋2・車椅子用1	49.7 m <sup>2</sup>
本丸下段（裏御門西側）：男洋1・男小2・女洋2（内1は車椅子可）	44.8 m <sup>2</sup>

（参考）史跡周辺では、三の丸広島城にぎわい施設内、史跡外周部北東側及び南東側バスプールに設置

これらのトイレは、昭和 50 年代後半に整備されたものである。必要な修繕は行われているものの、設備の経年劣化が進んでおり、地下配管も含め更新が必要な時期が迫っている。

- (3) 現行整備基本計画では「現状の位置のままとして利用するが、将来的には遺構整備との調整によって、近接地への移設も考えられる」とされている。

この考え方を踏まえ、現状の構成及び位置を基本とし、近年の整備事例等を参考にして、今後の更新整備に当たって検討が必要な項目及び調査が必要な事項について整理する。

### 2 検討が必要な項目

- (1) トイレに必要な規模

史跡に必要なトイレの規模についての規定はないことから、近年の整備事例では、国土交通省が定める都市公園に関する指針等に基づき、利用者数や面積に応じて算出することが一般的である。

- (2) バリアフリートイレ

都市公園として、国土交通省が示す「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づきバリアフリートイレを整備する必要がある。

- (3) その他必要な設備

史跡管理に必要な備品を収納する小規模な倉庫や、休憩用のベンチ、掲示板などが想定される。

### 3 調査が必要な事項

- (1) 史跡の利用者数等の把握

必要なトイレの規模を算出するため、当該エリアの利用者数や滞在時間を把握する。

- (2) 配管調査

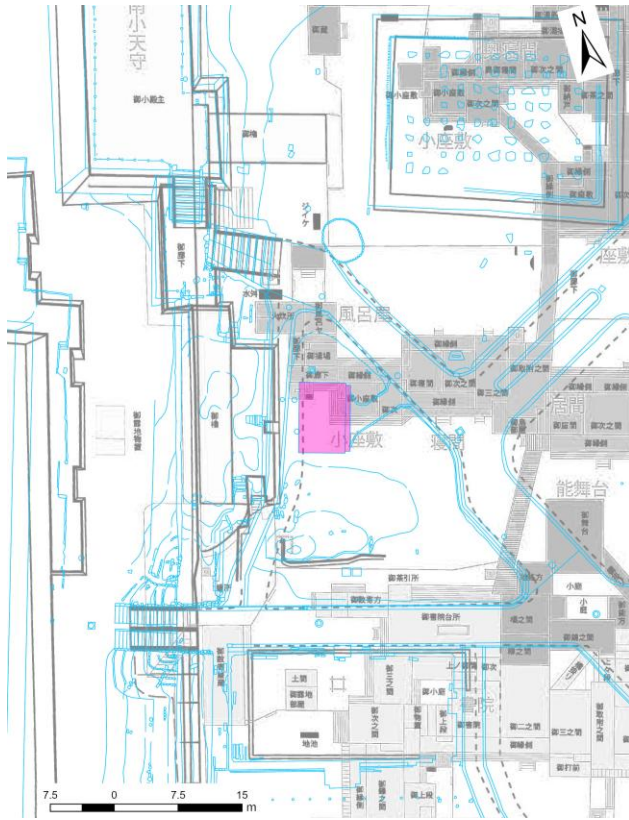
更新に備え、既設配管の正確な位置を把握する。

- (3) 埋蔵文化財調査

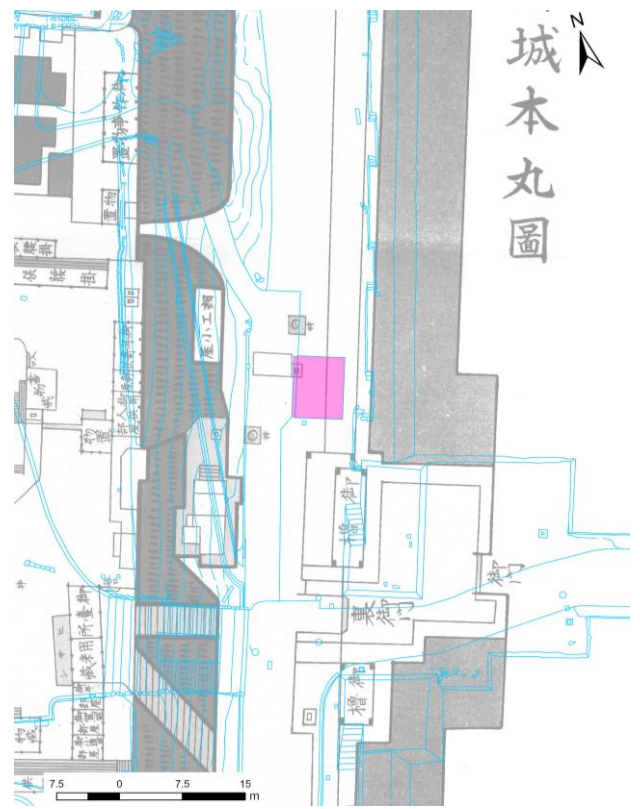
配管の更新や、バリアフリートイレの整備等に伴いトイレの規模の拡張を検討する場合は、必要に応じ発掘調査を実施し、地下遺構の残存状況を確認する。

【トイレ周辺図】

(上段)



(下段)



## 【事例紹介】

### ①和歌山城 砂の丸広場 | 株式会社キューブ建築研究所HPより



下見板貼風のコンクリート打ち放しにより、歴史的建造物と区別している。

### ②岳温泉 ニコニコ広場 | トイレ・休憩棟の複合施設



両端にトイレ棟と多目的棟を備えたシンプルな構造。中央部は屋根付きのコンクリート土間で、休憩利用のほか、小規模な催しにも対応可能。